

# 道路の廃止 事前相談調書

年 月 日提出

相談敷地	区			
申請者	住所			
	氏名		電話	( )
代理人	住所			
	氏名		電話	( )
用途地域		建ぺい率 %	容積率 %	宅地面積 m <sup>2</sup>
その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 宅地造成等規制区域 <input type="checkbox"/> 風致地区(第 種) <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区( 区域)			
	<input type="checkbox"/> ( ) 美観地区 <input type="checkbox"/> ( ) 美観形成地区 <input type="checkbox"/> ( ) 建造物修景地区			

○ 添付書類

- 1 委任状
- 2 付近見取図 (縮尺, 方位, 目標となる地物を記入。廃止する道路を朱線で囲む。)
- 3 道路配置図 (幅員 (2項道路を廃止する場合は, 現況幅員及びびみなし幅員 (4m) 共に記入), 延長, すみ切り寸法記入。廃止する道路を朱線で囲む。)
- 4 道路断面図 (レベル差がある場合は敷地断面図も記入。)
- 5 現況写真 (予定地及び周囲の状況。現地の状況が分かるように複数方向から撮影し, 撮影の位置, 方向を示す図書を添付。廃止する道路を朱線で囲む。)
- 6 公図 (町名, 方位, 転写場所, 転写日 (転写日3箇月以内), 転写人及び代理人 (記名押印), 当該地及び隣接地の所有者名を記入。廃止する道路を朱線で囲む。仮換地の指定がされた区域は, 仮換地指定図とする。)
- 7 土地登記簿全部事項証明書 (事前相談調書提出日前3箇月以内の原本。隣接地については, 登記事項要約書で可。同一人が一団の土地を所有し, その一部の開発を行う場合は, 開発地は土地登記簿全部事項証明書, 残地部及びその隣接地は登記事項要約書を提出。)
- 8 求積図
- 9 官地等境界確定図等 (道路区域明示図など)
- 10 その他の資料で本市が必要と判断するもの

注1) 図面には作成者の記名押印が必要です。

注2) 必要部数については建築指導課が別途指示します。

注3) 土地区画整理事業区域内で保留地を取得された場合, 保留地売渡し証明書が必要となります。